

雫石町等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

行政職給料表（R7.4.1）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1	主事、技師、保育士及び社会福祉士の職務	23	13.7	主事	20	46	27.4	係員級
				保育士	1			
				社会福祉士	2			
2	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う主事、技師、保育士及び社会福祉士の職務	23	13.7	主事	17	20	11.9	係員級
				技師	3			
				保育士	2			
				社会福祉士	1			
3	主任、主任技師、主任保育士及び主任社会福祉士の職務	20	11.9	主任	18	20	11.9	係員級
				主任社会福祉士	2			
4	(1) 主査の職務 (2) 係長及び保育所の副所長の職務 (3) 参事の職務	52	31.0	主査	14	52	31.0	主係長級・ 副主幹級
				係長	35			
				副所長	2			
				参事	1			
5	(1) 副主幹の職務 (2) 課長補佐、事務長補佐、事務局長補佐及び事務局次長の職務 (3) 室長及び保育所の所長の職務	29	17.2	副主幹	14	29	17.2	課長補佐・ 副主幹級
				課長補佐	10			
				事務長補佐	1			
				室長	3			
				所長	1			
6	(1) 主幹の職務 (2) 会計管理者の職務 (3) 教育次長の職務 (4) 課長、事務長及び事務局長の職務 (5) 高度の知識又は経験を有する室長の職務	19	11.3	主幹	3	19	11.3	主幹級・ 課長級
				課長	13			
				事務長	1			
				事務局長	2			
				会計管理者	1			
7	(1) 高度の知識又は経験を有する会計管理者の職務 (2) 高度の知識又は経験を有する教育次長の職務 (3) 高度の知識又は経験を有する課長、事務長及び事務局長の職務	2	1.2	教育次長	1	2	1.2	課長級
		168	100.0					

医療職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
4	(1) 診療所の所長の職務 (2) 高度な知識又は経験を必要とする副所長の職務	2	100.0	所長	1
				副所長	1
		2	100.0		

医療職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
3	(1) 困難な業務を行う薬剤師の職務 (2) 特に困難な業務を行う栄養士の職務 (3) 主任栄養士、主任診療放射線技師、主任理学療法士、主任作業療法士及び主任臨床検査技師の職務	1	33.3	主任栄養士	1
4	(1) 主任薬剤師の職務 (2) 主査の職務 (3) 困難な業務を行う主任栄養士、主任診療放射線技師、主任理学療法士、主任作業療法士及び主任臨床検査技師の職務	1	33.3	主任診療放射線技師	1
5	(1) 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 (2) 困難な業務を行う主査、栄養主査及び臨床検査主査の職務 (3) 特に困難な業務を行う主任栄養士、主任診療放射線技師、主任理学療法士、主任作業療法士及び主任臨床検査技師の職務	1	33.4	栄養主査	1
		3	100.0		

医療職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
2	(1) 保健師の職務 (2) 看護師の職務 (3) 困難な業務を行う准看護師の職務	1	4.0	看護師	1
3	(1) 主任保健師又は主任看護師の職務 (2) 困難な業務を行う保健師又は看護師の業務を行う職務 (3) 特に困難な業務を行う准看護師の職務	15	60.0	主任保健師	5
				保健師	2
				看護師	8
4	(1) 主査の職務 (2) 看護師長又は看護副所長の職務 (3) 保健師長の職務 (4) 困難な業務を行う主任保健師又は主任看護師の職務 (5) 極めて困難な業務を行う准看護師の職務	8	32.0	主査	1
				看護副所長	3
				主任看護師	4
5	(1) 困難な業務を行う保健師長の職務 (2) 困難な業務を行う看護師長の職務	1	4.0	看護師長	1
		25	100.0		